

公 告

「長崎県五島中央病院清掃業務」の委託業者を次のとおり公募型プロポーザル方式により選定するので、次のとおり公告する。

令和8年1月23日

長崎県五島中央病院 院長 竹島史直

1. 調達内容

(1) 業務名

長崎県五島中央病院清掃業務委託

(2) 業務内容

長崎県五島中央病院に於ける清掃業務委託

(詳細は長崎県五島中央病院清掃業務委託仕様書に定める。)

(3) 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

長崎県五島市吉久木町205番地

長崎県五島中央病院

(5) 選定方法

参加者から提出された企画提案書及び見積書に基づいて、当院の委員会が総合的な審査を行い、優先交渉業者を決定する。ヒアリング等が必要となった場合は、別途通知するものとする。

なお、参加者が1者のみであった場合についても公告記載内容のとおり審査を行い、業者を決定することとする。

2. 参加資格

プロポーザル参加申請ができる業者は、次の応募要件を満たすものとする。

(1) 財務状況、損益状況及び資金状況が良好であること。

(2) 過去5年以内に病床数200床以上の医療法に定める病院において、当該請負業務を履行した実績が3件以上あること。

(3) 長崎県内に本社（本店）又は営業所等を有する者

(4) 令和8年4月1日までに、長崎県五島中央病院清掃業務委託仕様書に定める業務を遂行するにあたって必要十分な人材及び人員を確保する見込みがある者（長崎県五島中央病院清掃業務委託仕様書で指定した業務の主要部分（日常業務など）の再委託は禁止しているので注意すること。）

(5) 次の各号いずれにも該当しない者

① 令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、

同項の規定に該当しない者である。

- ② 次のアからカまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 5 及び 8 の提出書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- ④ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ⑤ 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- ⑥ 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

3. 担当部局

長崎県五島中央病院 財務係

〒 8 5 3 - 0 0 3 1 長崎県五島市吉久木町 2 0 5 番地

TEL : 0 9 5 9 - 7 2 - 3 1 8 1

FAX : 0 9 5 9 - 7 2 - 2 8 8 1

メール : gobyou@nagasaki-hosp-agency.or.jp

4. 仕様書・提案書作成要領等については、次の期間及び場所において貸出を行う。

(1) 貸出受付期間

令和 8 年 1 月 2 6 日から令和 8 年 2 月 2 5 日までの土日祝日を除く午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで（来院する場合は正午から午後 1 時までを除く）とする。

貸出した仕様書・提案書作成要領等は令和 8 年 2 月 2 6 日までに 3 の担当部局に返却すること。

(2) 交付場所

3 の担当部局とする。貸出を希望する者は、「仕様書等貸出受付確認書」を 3 の担当部局に提出すること。

また、郵送による貸出を希望する場合は、「仕様書等貸出受付確認書」を3の担当部局に郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便、配達記録郵便又はレターパックに限る。提出期限内必着）し、返信用封筒として「レターパック」を同封すること。

5. プロポーザル参加申請書の提出

(1) 受付期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月6日（金）まで

(2) 提出書類

- ① 参加申請書（五病様式第3号） 1部
- ② 誓約書（五病様式第4号） 1部
- ③ 長崎県の建築物清掃業者の認定証の写し 1部
- ④ 建築物環境衛生管理技術者の認定証の写し 1部
- ⑤ 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会の病院清掃受託責任者講習修了証の写し 1部
- ⑥ 公益財団法人日本建築衛生管理教育センターの清掃作業監督者講習会課程の修了証の写し 1部

(3) 提出先（送付先）

3の担当部局

(4) 提出方法

- ① 持参又は郵送（簡易書留又はレターパックに限る）にて提出すること。
- ② 郵送の場合は、令和8年2月6日（金）午後5時必着とする。
- ③ 持参の場合の受付時間は、長崎県病院企業団の休日を定める条例（平成21年長崎県病院企業団条例第3号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く。）までとする。

6. プロポーザル参加を辞退する場合

参加申請書を提出した業者がプロポーザル参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（五病様式第5号）を提出すること。

7. 現場説明

現場説明は実施しない。

8. 企画提案書の提出

参加申請書を提出した業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

なお、業務委託の仕様については別添「長崎県五島中央病院清掃業務委託仕様書」で確認し、企画提案書の作成要領については別添「長崎県五島中央病院清掃業務委託企画提案書作成要領」で確認すること。

(1) 受付期間

令和8年2月12日（木）から令和8年2月26日（木）まで

(2) 提出書類

- ① 企画提案書 10部（正本1部、副本9部）
 - ② 概算見積書 1部（五病様式第2号）
- ※見積金額の内訳について、別紙（様式は任意）に記載すること。

(3) 提出先（送付先）

3の担当部局

(4) 提出方法

- ① 持参又は郵送（簡易書留又はレターパックに限る）にて提出すること。
- ② 郵送の場合は、令和8年2月26日（木）午後5時必着とする。
- ③ 持参の場合の受付時間は、長崎県病院企業団の休日を定める条例（平成21年長崎県病院企業団条例第3号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く。）までとする。

9. 質疑について

(1) 提出期限

令和8年1月26日（月） から
令和8年2月13日（金） 午後5時まで

(2) 質疑様式及び提出方法

質問書（五病様式第6号）に質疑内容を明記の上、タイトルを「長崎県五島中央病院清掃業務プロポーザルに関する質疑」とし、メールで送信すること。送信後は、3の担当部局へ電話連絡を行うこと。
なお、電話・口頭による質疑は受け付けない。

(3) 送信先

3の担当部局とする。

(4) 質疑の回答

質疑については令和8年2月18日（水）までに、他の業者の質疑も含め、全業者にメールで回答する。

10. 委託業者の選定について

委託業者の選定に際しては、企画提案書の各項目について審査する。

11. 審査方法

- (1) 参加者から提出された企画提案書及び見積書に基づいて、当院の委員会が総合的な審査を行い、優先交渉業者を決定する。
- (2) 企画提案書による書類審査を行い、ヒアリング等が必要となった場合は、別途通知するものとする。
- (3) 優先交渉業者の決定後、結果通知書を全参加業者へ通知する。

1 2. 契約の締結方法

企画提案書等を総合的に評価し、最も評価の高かった事業者と、本業務の委託契約締結交渉を行うものとする。

ただし、その事業者が辞退その他の理由から契約締結が不可能となった場合には、次点事業者と契約締結の交渉を行うものとする。

1 3. 入札保証金

入札保証金は免除とする。

1 4. 虚偽記載があった場合の措置

「5」に定める競争入札参加申込書、競争入札参加資格審査申請書等の書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、指名停止となる場合がある。

1 5. プロポーザル日程等

区 分	期間、期限等	参照項目
公募公告日	令和8年1月23日（金）	
参加申請書等受付期間	令和8年1月26日（月）から 令和8年2月6日（金）まで	5
企画提案書提出期間	令和8年2月12日（木）から 令和8年2月26日（木）まで	8
質疑書の受付期間	令和8年1月26日（月）から 令和8年2月13日（金）まで	9
質疑書への回答	令和8年2月18日（水）まで	9

1 6. その他

企画提案書の提出等において長崎県五島中央病院清掃業務委託業者選定に関し応募者において必要となった費用は、応募者の負担とする。

また、提出された書類等は、採否にかかわらず返却しない。